

成城美学美術史学会

【学会概要】

成城美学美術史学会とは、成城大学芸術学科所属の教員・元教員、美学・美術史専攻所属の大学院生、修了生等のOB・OGを主に会員とする学会で、会員の研究と交流の促進を目指して設立する。

【会則】

第一条 本会は成城美学美術史学会と称する。

第二条 本会の事務局は成城大学大学院文学研究科美学美術史専攻主任研究室内に置く。

第三条 本会は美学美術史学の研究および会員相互の交流を目的とする。

第四条 前条の目的を達するために以下の事業を行う。

- 一、総会一回、例会一回以上を年度内に開催し、研究発表その他を行う。
- 二、『成城美学美術史』の編集を行う。
- 三、その他

第五条 本会は以下の者を以て組織する。

- 一、成城大学文芸学部芸術学科教員および元教員
- 二、成城大学大学院文学研究科美学美術史専攻学生および修了者
- 三、その他、委員会の承認を得た者。

第六条 本会に以下の役員を置く。

- 一、代表 一名
- 二、委員 若干名
- 三、編集委員 一名
- 四、学生委員 二名

代表は委員の互選により選出し、任期は二年とする。但し重任は1回とする。

委員は芸術学科の専任教員がこれにあたる。

編集委員は委員中より代表が委嘱する。

学生委員は大学院生会員中より代表が指名し、任期は一年とする。

別に顧問若干名を置くことができ、代表がこれを委嘱する。

第七条 代表は必要に応じて委員会を招集し、必要事項を審議し決定する。

第八条 本会の経費は寄附金および雑収入による。

第九条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌三月三十一日に終る。

第十条 代表はその事務および事業の経過を毎年総会に報告する。

第十一条 本会則は二〇一五年四月一日から施行する。